

「経営者保証に関するガイドライン」についてのご案内

「経営者保証に関するガイドライン」（以下ガイドラインといいます）とは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則として日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定され、2013年12月5日付けをもって公表されたものです。本ガイドラインは、法的拘束力はないものの、主たる債務者・保証人・対象債権者が自発的に尊重し、遵守することが期待されており、当社ではガイドラインに則った対応を行ってまいります。

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所（<http://www.jcci.or.jp/>）または全国銀行協会（<http://www.zenginkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。

1. ガイドラインの適用対象

本ガイドラインの適用対象は以下の通りです。但し、「主たる債務者」および「保証人」については、弁済について誠実であり、財産状況等を適時適切に開示する等の要件があります。

保証契約の主たる債務者	原則、中小企業・小規模事業者等（但し、これに限定されません）
保証人	原則、中小企業の経営者（実質的な経営者や第三者保証人も排除されません）

2. 保証契約の必要性等に関するご説明

本ガイドラインでは、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求める可能性、経営者保証の代替的な融資手法（ABL、停止条件付保証等）の活用の可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている

資産が分離されていない例：法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車などの資産を経営者個人が保有しているなど
経理が分離されていない例：事業上の必要が認められない法人から経営者への貸付がある、個人として消費した飲食代などについて法人の経費処理としているなど

②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない

資金のやりとり：役員報酬・配当、地代・家賃、オーナーへの貸付など

③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る

法人の業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）を確保している、内部留保が十分にあるなど

④法人から適時適切に財務情報等が提供されている

財務情報等：決算上の勘定科目明細のほか、試算表、資金繰表など

⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある

お客様のご意向も踏まえ、ガイドラインに基づいて検討し、保証契約が必要と判断した場合は、要件のどの部分が十分でないために保証契約が必要なのか、またどのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかについて、ご理解いただけるよう可能な限り定量的、客観的・具体的に説明させていただきます。

3. 保証契約の見直しに関するご説明

- ・経営改善が図られたことにより、保証契約の解除等の申入れがあった場合には、改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等を真摯かつ柔軟に検討いたします。
- ・事業承継時には前経営者が負担する保証債務は後継者に当然に引き継がせず、後継者の保証の必要性等を改めて検討いたします。
- ・前経営者から保証契約の解除を求められた場合、前経営者の実質的な経営権・支配権、既存債権の保全状況、法人の資産・収益力による返済能力等勘案し、保証契約の解除を適切に判断いたします。

4. 保証履行時に関するご説明

原則として、保証履行の請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行請求の範囲を決定させていただきます。

5. 保証債務整理時に関するご説明

保証債務の整理

ガイドラインに基づく保証債務の整理の申し出

主たる債務について
準則型私的整理手続
(※)を利用する場合

保証債務のみ
を整理する場合

(※)中小企業再生
支援協議会・ADR・
特定調停等

保証債務も準則型私的整理手続を利用
し、主たる債務と一体整理を図る

原則として、当該整理にとって
適切な準則型私的整理手続を利用

【保証債務の整理に当たっての対応】

- ① 一時停止等への要請：誠実かつ柔軟に対応いたします。
- ② 保証人の手元に残す資産（残存資産）の範囲：対象債権者としても一定の経済合理性が認められる場合には、自由財産に加え、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等のため、一定期間（当該期間の判断においては、雇用保険の給付期間の考え方等を参考します。）の生計費（当該費用の判断においては、1月当たりの標準的な世帯の必要生計費として民事執行法施行令で定める額を参考とします。）に相当する額や華美でない自宅等（ただし、主たる債務者の債務整理が再生型手続の場合には、破産手続等の清算型手続に至らなかったことによる対象債権者の回収見込額の増加額、又は主たる債務者の債務整理が清算型手続の場合には、当該手続に早期に着手したことによる、保有資産等の劣化防止に伴う回収見込額の増加額、について合理的に見積もりが可能な場合は当該回収見込額の増加額を上限とします。）を保証人の残存資産に含めることを検討いたします。
- ③ 保証債務の弁済計画：保証債権者を対象に、保証人が所有する資産（残存資産を除く）を処分・換価して弁済していただきます。なお、資産を処分しない場合は原則5年以内で価値相当額の分割弁済をしていただくことも検討いたします。
- ④ 保証債務の免除：保証人による開示情報の正確性の表明保証等の要件充足を前提とし、残存する保証債務の免除要請について誠実に対応いたします。

【信用情報機関への登録】

- ・弁済計画が合意に至った時点、または、分割弁済の場合残債完済時点で、「債務履行完了」として登録し、信用情報機関への事故情報の登録は行いません。

以上